



エコパートナーシップうじたわら

うじたわらのもっくん

～茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまら～

発行日：平成22年6月13日（第32号）

編集・発行：エコパートナーシップうじたわら広報部会
事務局 TEL（88）6637 FAX（88）3231

◆平成22年度総会を開催します◆



【昨年度総会の様子】

「エコパートナーシップうじたわら」では、平成22年度総会を6月27日（日）午後2時から、宇治田原町総合文化センター研修室1で開催します。

昨年度の総会においては、28名の方にご参加いただきました。今年は昨年を上回る参加者数を目指しています。

総会では、平成21年度の総括並びに平成22年度の活動方針を協議します。皆さんの活発な議論を期待します。

「エコパートナーシップうじたわら」に関心をお持ちの方、地球温暖化等の環境問題に少しでも関心をお持ちの方、会員以外の方でもお気軽にご参加ください。

総会終了後（午後3時00分）には、NPO法人 気候ネットワークから豊田陽介氏を講師にお招きし、『太陽光発電について』を講演していただく予定です。

尚、講演については基礎的な内容となりますので、講演内容以外のご質問等についてもお受けさせていただきます。太陽光発電は温暖化防止に対しての重要なツールとして、昨今世間の注目を浴びています。たくさんのご参加をお待ちしています。

講演は参加料無料、事前申込み不要となっておりますので、講演のみでも参加いただけます。



【昨年度の講演展示会『バイオ燃料について』】

次の方・団体から22年度賛助会費をいただきました。誠にありがとうございました。

株式会社宇治田原製茶場、宇治田原工業団地管理組合、宇治田原町商工会、
宇治田原町森林組合、協栄開発株式会社、区長会、JA京都やましろ宇治田原支店・田原支店、
株式会社馬場義電気、株式会社播磨園製茶、株式会社堀口新聞販売所、有限会社富山資源開発、
米田造園土木株式会社、株式会社山岡製作所

※平成22年6月現在（敬称略・順不同）

家電のリサイクルについて

2001年4月に施行された「家電リサイクル法」が、2009年4月に一部改正されました。それぞれの立場で役割分担をし、廃家電製品の中からできる限り資源を取り出し、無駄に捨てることなく循環型社会を目指そうとする法律です。

家電製品の小売店に収集・運搬の義務があり、家電メーカーにはリサイクルの義務があります。私たち消費者には収集・運搬・リサイクル料金を負担することが求められています。

また、買い替えを伴わず小売店に回収を依頼されない場合は、消費者でリサイクル工場へ運搬していただくか若しくは、自治体にリサイクル工場への運搬を依頼していただくかのどちらか

となります。（自治体に依頼される場合は、リサイクル料金とは別に運搬費用が必要となります。）

不法投棄の問題等もありますが、一定の成果を挙げ始めたこの法律の大きな改正点は次の2つです。



○対象品目追加

現在の品目（洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、エアコン）に加え、衣類乾燥機、液晶テレビ、プラズマテレビの3種類が加えられました。尚、電子レンジは量販店で持ち帰り品になっているので除外されました。

○リサイクル率の改正

メーカーは持ち込まれた廃家電製品から、資源として再利用できる品を取り出す義務が課せられています。再利用できる品物の割合をリサイクル率と呼んでいます。今回リサイクル率が改正されました。

テレビ	55パーセント以上	→	55パーセント以上（変更なし）
冷蔵庫	50パーセント以上	→	60パーセント以上
洗濯機	50パーセント以上	→	65パーセント以上
エアコン	60パーセント以上	→	70パーセント以上

例えばエアコンですと、持ち込まれた製品の60パーセントの重さのリサイクル品を取り出す義務がりましたが、今後は70パーセントの重さのリサイクル品を取り出さないと法律違反になります。

☆エコパートナーシップうじたわら入会のご案内☆

◆会員の区分

- ・個人会員＝町民、町内への通勤・通学者、環境に関心のある人
- ・団体会員＝町内で活動する団体及び法人
- ・賛助会員＝本会の趣旨に賛同し、活動を支援する個人・団体及び法人

◆会費

- ・個人会員・団体会員については、無料です。
- ・賛助会員については、活動支援金として年額1口5,000円の会費を募ります。

◆入会の方法

- ・入会申込書に必要事項を記入し、事務局に申し込んでください。

◆部会

- ・広報部会…会報誌の発行、活動報告書の作成、イベント等の啓発
- ・自然・生活環境部会…河川や動植物の学習会、自然観察ファミリーハイキング開催
- ・循環型社会・地球温暖化防止部会…生ごみ処理機の普及啓発、環境家計簿の普及等

応募先・お問い合わせ先：エコパートナーシップうじたわら事務局

（宇治田原町建設・環境課内）

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出10

TEL 0774-88-6637 FAX 0774-88-3231

Eメール：junkan@town.ujitawara.kyoto.jp



茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまち 宇治田原